

太陽光発電施設※の設置が望ましくないエリア

区 域	関係法令等	理 由
国立公園	自然公園法	優れた自然の風景地で、その保護や利用の増進を図る必要があるため。
保安林	森林法	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害への防備、生活環境の保全・形成を行う必要があるため。
砂防指定地	砂防法	風水害、震災等により、溪流等に土砂等の流出または堆積が顕著であり、砂防設備の設置が必要と認められた区域であるため。
地すべり防止区域	地すべり等防止法	地すべりによる被害を防止するため、必要な施設（排水施設、擁壁等）を設置するとともに、一定の行為を制限する必要があるため。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	斜面崩壊に伴う災害から住民の生命を保護するため、がけ崩れを誘発、助長するような行為を制限する必要がある土地や急傾斜地崩壊防止工事を行う必要がある土地であるため。
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地であるため。
土砂災害特別警戒区域		警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずるおそれがある区域であるため。
風致地区	都市計画法	良好な自然的景観が形成されており、都市環境の保全を図る必要があるため。
景観重点地区	景観法 西宮市都市景観条例	重点的に良好な景観の保全と形成を図る必要があるため。
近郊緑地保全区域	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止などの必要があるため。
特別緑地保全地区	都市緑地法	樹林地、草地、水辺地、岩石地等の緑地で良好な自然環境を形成しているものを保全し、良好な都市環境の形成を図る必要があるため。
山腹崩壊危険地区 崩壊土砂流出危険地区 地すべり危険地区	山地災害危険地区調査要領（林野庁）	山崩れ、土石流、地すべりなどによって人家や公共施設などに直接被害を与えるおそれのある溪流や自然斜面について調査を行ない、地質や地形などから一定の基準以上の危険度であると判定されているため。

※地上に自立する太陽光発電施設が対象となります。

<作成> 西宮市役所 都市局 都市計画部 都市計画課
Tel.0798-35-3603 Fax.0798-34-6638
作成年月：平成29年4月



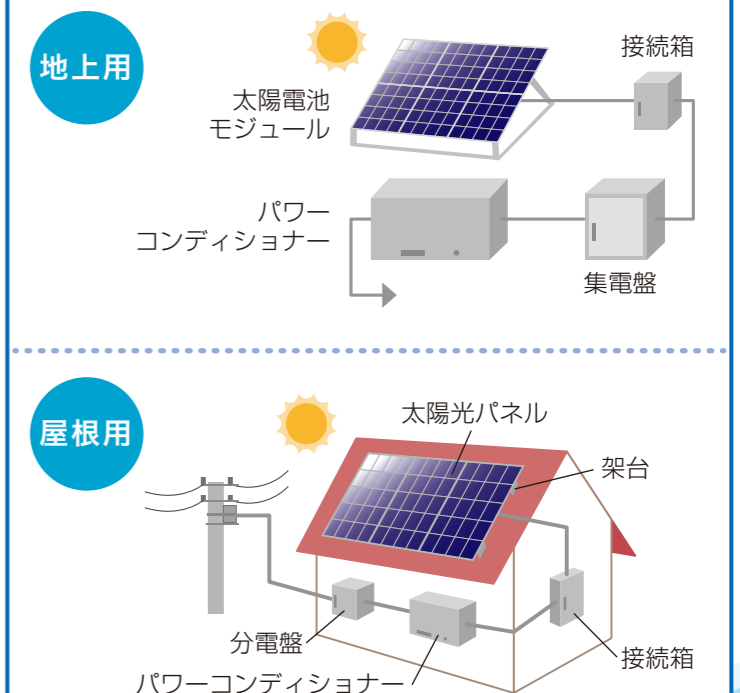
このガイドラインについて

現在、再生可能エネルギーの導入が全国的に拡大している中、太陽光発電施設の設置・運営そのものに関する法令、基準等の規制はありません。

本ガイドラインは、太陽光発電施設の設置者が、景観や自然環境との調和、市民の生活環境の確保、災害の防止を図ることで、地域と共生できるよう、施設の適正な設置や管理の面について、協力を求めることを目的としています。

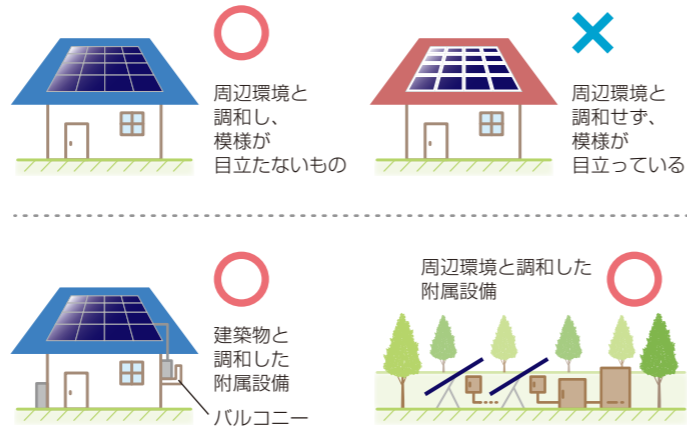
このガイドラインは、配慮すべき事項（景観面・設備面・防災面・設置後の維持管理・事業終了後の適切な管理）とともに、設置が望ましくないエリアを示し、設置者の自主的で適切な取組みを求めるものです。

太陽光発電施設の設置例



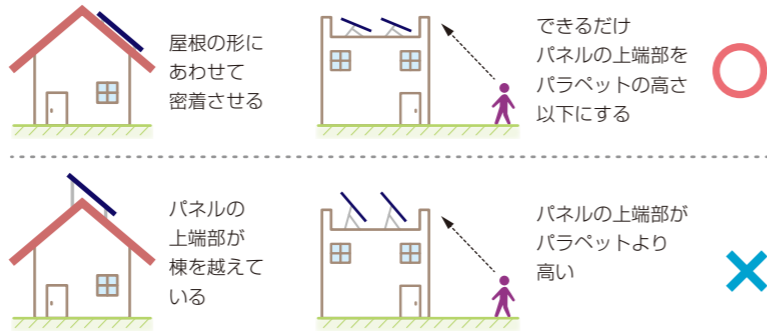
■色彩等

- 太陽光パネルの色彩は、黒色や濃紺色、または低明度かつ低彩度とし、屋根や周辺環境と調和したものにしましょう。また、低反射性で、模様が目立たないものにしましょう。
- 附属設備（パワーコンディショナー、集電盤、フェンス、架台等）の色彩は、周辺環境（建築物や樹林など）と調和したものとし、できるだけ目立たないようにしましょう。また、架台等は、光沢性がなく経年変化により景観上支障が生じない材料を使用しましょう。



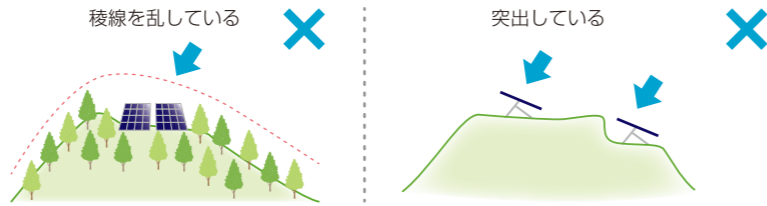
■形態

- 勾配屋根に設置する場合、パネルの上端部が建築物の棟を越えないようにし、屋根の形にあわせて密着させ、形よくまとめましょう。
- 陸屋根に設置する場合、できるだけパネルの上端部をパラペットの高さ以下にし、パラペットから後退させるなど、周囲から目立たないようにしましょう。



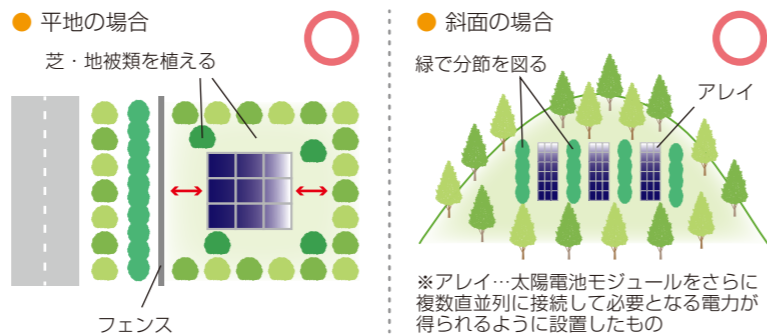
■眺望

- 稜線上、丘陵地又は高台に設置する場合は、景観に違和感を与えないよう工夫しましょう。
- 主要な眺望点や道路などから視認できる場合は、周辺景観と調和させ、威圧感や存在感が軽減されるように工夫しましょう。



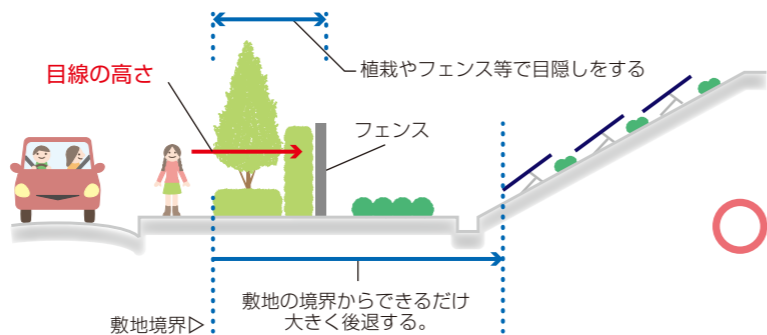
■緑化

- 森林等がある自然環境が豊かな場所に隣接する場合は、既存樹木を活かした計画とし、やむを得ず伐採する場合には敷地内に植栽を施しましょう。
- 太陽光パネルのアレイ毎に緩衝エリアとしての緑地帯を設けるなど、自然の連続性に配慮しましょう。



■目隠し

- 道路沿いや家屋等に隣接する場合は、歩行者・車両や家屋等から直接見えないように、敷地境界からできるだけ大きく後退し、植栽や、前面に植栽を施したフェンス等で目隠しを行うなど、なるべく目立たないようにしましょう。



■構造

- 台風や地震、大雨などの災害時に、設備が転倒や脱落または浮き上がりを起こさないように、土地や構造物に堅固に定着するよう十分な措置を講じましょう。
- 電気事業法第 39 条に定める技術基準に基づき、構造耐力上の安全性の確保に努めましょう。

■騒音・振動

- 家屋に隣接した場所への設置を避けるために植栽帯や防音壁を設置するなど、パワーコンディショナーからの騒音や振動の防止に配慮しましょう。

■土砂崩れ対策

- 土砂崩れのおそれのある土地については、擁壁等の適切な措置を講じましょう。

■盛土・切土面の保護

- 擁壁、石張り、モルタル吹付け、芝張り、法面排水等で法面の保護対策を講じましょう。

■雨水排水対策

- 雨水が適切に排水できる対策（側溝、雨水ます、調整池の設置等）を講じましょう。

その他の配慮事項

維持管理

■定期的な保守点検

- 太陽光発電設備及び敷地については、定期的に保守点検を実施するとともに、機器の故障等の問題が発生した場合は、速やかに対処し、適切な維持管理に努めましょう。
- 反射光や騒音などで近隣トラブルが発生した場合は、設置者等が責任と誠意をもって対応しましょう。

■立入防止措置

- 発電施設の周辺には生垣やフェンスなどを設置し、出入口には施錠装置を設けて施錠するとともに、立入禁止の表示を行いましょう。

終了後

■後処理

- 発電施設を廃止する場合は、速やかに設備を撤去し、跡地には植栽を施し自然環境の復元を行うなど、適切な処理をしましょう。

■災害発生時等の対応

- 台風や地震、大雨など災害の発生が予測される場合には、速やかに現地を確認し、設備の破損や感電のおそれなど、発電設備やその周辺に問題がないか確認し、被害の防止に努めましょう。もし、設備の破損等が発見された場合は、速やかに事後の対策に努めましょう。

■緊急連絡先の表示

- 災害発生時など緊急の場合に連絡がとれるよう、発電施設の出入口に、管理者等の氏名及び連絡先（電話番号）を明記した看板を設置しましょう。

■発電設備の撤去・廃棄

- 廃棄物処理法、建設リサイクル法及び環境省が定めた「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき、設置者の責任において処理をしましょう。

西宮市へ届出が必要な太陽光発電施設について

事業区域面積が 300 m²以上の地上に自立する太陽光発電施設を設置する場合は、「快適な市民生活の確保に関する条例」に基づいた届出が必要になります。

詳しくは、環境学習都市推進課 (Tel. 0798 - 35 - 3818)

へお問い合わせ下さい。